

飛騨市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新婚世帯の新生活に係る経済的不安の軽減及び市の少子化対策並びに移住定住促進の強化に資することを目的として、新婚世帯を対象に婚姻に伴う新生活に係る補助金を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、飛騨市補助金交付規則(平成16年飛騨市規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 会計年度ごとに前年度の1月1日から当該年度の3月末日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、引き続き5年以上飛騨市内に定住する意思を有する世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに市内に住宅を取得する費用又は市内の住宅物件の賃借に係る月額賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該月額手当額を除いた額とする。(婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して前1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。)
- (3) 引越費用 婚姻を機に新たに市内に取得した住宅又は市内の賃貸住宅物件に引越しするために、引越業者又は運送業者への支払いその他引っ越しに要する費用をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。(婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して前1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。)
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸

与された資金をいう。

- (6) 住民登録 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する飛騨市の住民基本台帳に記録されること(外国人住民にあつては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 補助金の交付申請時における最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した額が500万円未満である世帯。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得証明書を基に算出した夫婦の所得額から、所得証明書が証明する所得が発生した年の貸与型奨学金の年間返還額(当該貸与型奨学金の返還に対して公的制度による補助を受けた場合はその額を除いた額)を除いた額が500万円未満であること。
- (2) 婚姻日において夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること。
- (3) 過去に夫婦の双方又は一方がこの告示に基づく補助金(国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した他の自治体によるこの要綱と同種の補助を含む。)を受けていないこと。
- (4) 結婚を機に居住する住宅が市内にあり、補助金の申請時において、夫婦の一方又は双方が当該住宅に居住し、住民登録していること。
- (5) 夫婦の双方が、市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、前年度に補助金の交付を受けた世帯であつて、当該交付を受けた補助金の額を交付を受けた年度における1世帯当たりの補助上限額に達しなかった者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)は、会計年度毎に当年度の4月1日から当年度の3月末日までの間に支払われた一つの物件に対する住居費、引越費用及びリフォーム費用のうち、補助金の交付申請時にその支払いが完了しているものとする。

- 2 住居費について夫婦の一方が結婚前から賃借している物件にもう一方が入居して同居する場合は、その同居を開始した月以降の費用に限る。
- 3 公的制度(飛騨市が間接的に補助するものを含む。)により補助を受けている引

越費用及び住居費のうち住宅物件の賃借に係る費用は対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、次の各号に掲げる額を上限とする。

(1) 第3条第1項に規定する者

ア 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円

イ 上記以外の世帯 30万円

(2) 第3条第2項に規定する者

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、飛騨市結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度2月までに支払いが完了した者は3月10日までに、当該年度3月に支払いが完了した者は3月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項に規定する者は、第1号から第3号及び第10号から第11号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 婚姻後の戸籍全部事項証明書又は婚姻届受理証明書

(2) 結婚後の世帯全員の住民票(続柄表示のあるもの(世帯用))

(3) 夫婦の所得証明書

(4) 物件の売買契約書及び領収書の写し(住居費における購入の場合)

(5) 物件の新築又は取得年月日が分かる書類(住居費における購入の場合)

(6) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費における賃借の場合)

(7) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃借の場合)

(8) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用の補助金交付を申請する場合)

(9) 住宅のリフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し及び領収書の写し
(リフォーム費用の場合)

(10) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)

(11) 離職中であることが分かる書類(離職し、申請時に無職の場合)

(12) その他市長が必要と認める書類

2 この補助金の交付決定に係る事務のため、市が保有している個人情報(戸籍記載事項及び所得)を使用することについて、夫婦の一方又は双方が同意した場合

には、同意した者に係る第1項第1号から第3号までの書類の提出を省略することができる。

(補助金の請求)

第7条 規則第5条の規定により交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、飛騨市結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項で規定する請求書に提出期限を設けることができる。

(適用除外)

第8条 この告示における補助金の交付手続きにおいては、規則第12条の規定により、規則第4条、同第6条及び第7条の規定は適用しない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。